

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

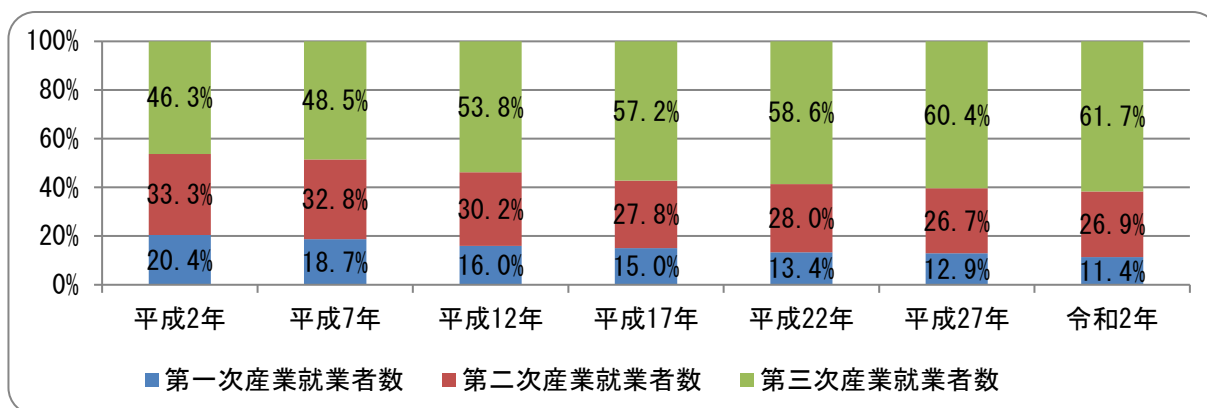
本市は、山口県西部のほぼ中央に位置し、海に面していない標高 500m 規模の山々に囲まれた地域です。総面積は 472.64 ㎢であり、東は山口市、西は下関市、南は宇部市、山陽小野田市、北は長門市、萩市に隣接している。

また、東アジアの韓国とは、下関港を経由し、台湾については、福岡国際空港を経由するなど主要都市との交流が可能となっている。

本市の人口は、令和 2 年国勢調査で 23,247 人と 3 万人を下回っており、平成 27 年国勢調査の 26,159 人から 2,912 人減少となるなど、年々減少傾向にある。

産業特性の構成比の推移を見ると、第一次産業及び第二次産業は就業者数、割合とも大幅に減少しており、令和 2 年では第一次産業が 11.4%（1,273 人）、第二次産業が 26.9%（3,027 人）となっている。一方、第三次産業は、就業者数は減少しているものの割合は増加しており、令和 2 年で第三次産業は 61.7%（6,941 人）になっている。山口県平均から比較すると、第一次産業の構成比が多く、第三次産業の構成比は若干少なくなっている。

また近年、ドラッグストア等チェーン店進出に伴い、中小零細の小売店が撤退を余儀なくされるケースが見受けられ、市内経済の縮小が懸念されている。



(国勢調査)

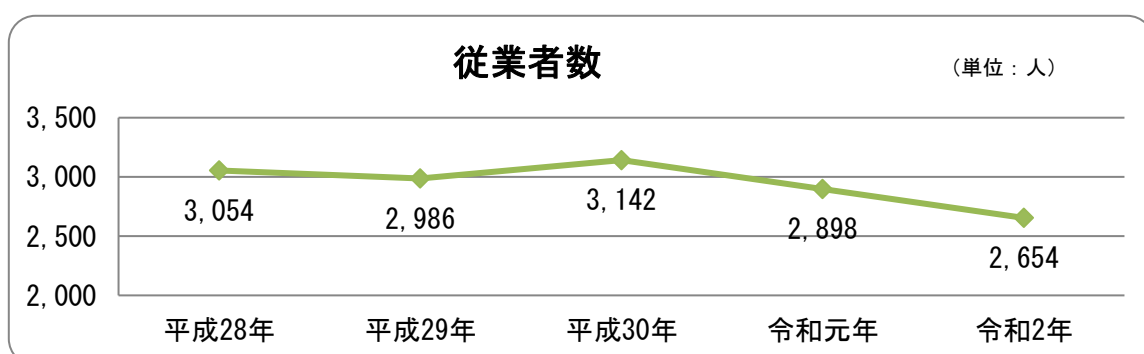
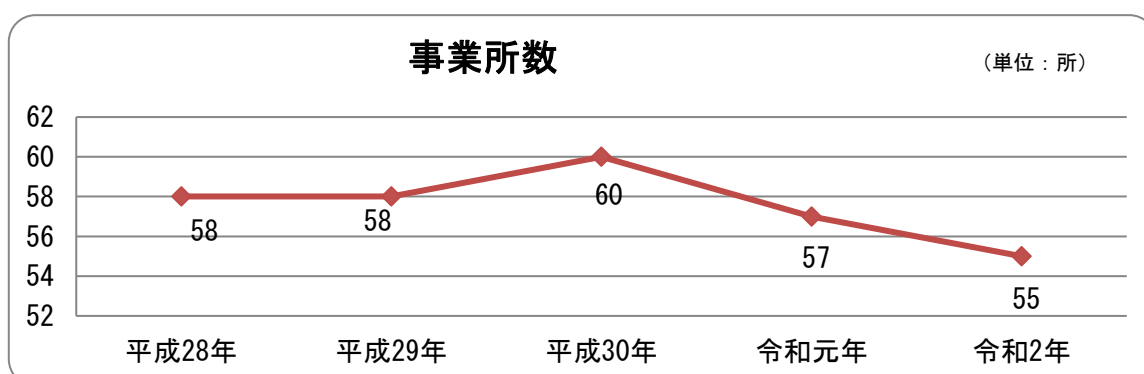
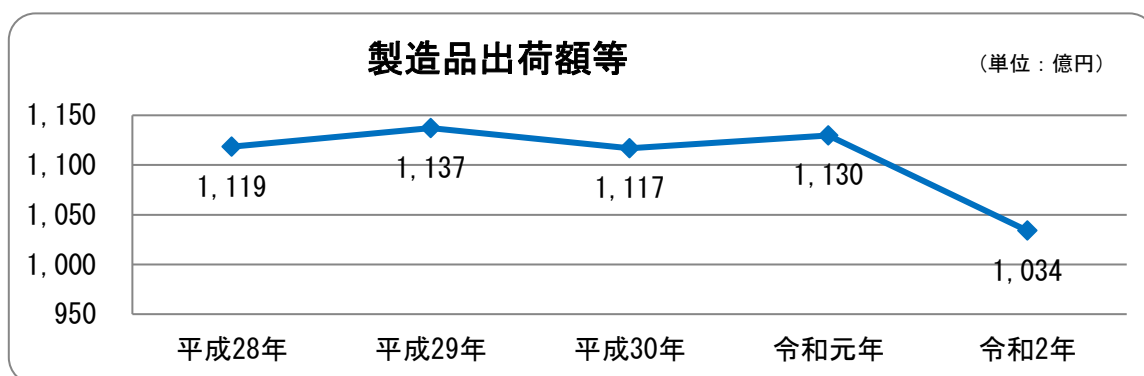
本市では、鉱工業部門においては県内他市町と比較しても上位にランクされ、工業都市の色彩を強くしているところである。しかし、中小企業を取り巻く環境は、急激な少子・高齢社会の到来や地域間格差、経済のグローバル化などにより、厳しい状況下にあり、市内中小企業数の減少、人手不足、後継者不足等が進んでいる状況から脱却するために、様々な施策を講じているところである。

さらに、このような経済状況の中、地域の特徴を生かした商工業の振興や活力ある地域経済を推進するとともに、産業間の様々な結びつきを強めながら、新しい産業の

創出による雇用の場の確保と人材の育成に努めていく必要がある。

また、消費者のライフスタイルの多様化、少子高齢化による人口の減少に加え、商業機能をはじめとした多様な機能が郊外へと分散した結果、市街地は小売業の衰退とコミュニティの場としての魅力が減少し、市民の購買や就労場所は大規模小売店舗や市外への流出が目立ち始めている。そこで、商工業者に対する経営相談、経営改善普及事業などの商工会の事業を支援するとともに、購買力の地元定着、新規店舗開業の一部支援による商店街の活性化を図ることにより、経営基盤の強化が求められる。

今後、地域を牽引する産業を強化することにより、市全体の産業の活性化を目指すとともに、市内工業団地等への企業誘致活動を推進し、雇用の創出と地元経済の発展に努めていく。



(平成28年～令和元年は経済産業省「工業統計調査」※従業員4人以上の製造業に分類される事業所の値、令和2年は「令和3年経済センサス-活動調査」の値である。)

（２）目標

中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の１つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に１０件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２ 先端設備等の種類

「多様な産業の活性化」「新産業の創出」「産品、製品、加工品などの高付加価値化」などによる経済的波及は多方面に及ぶことから本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３ 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

美祢市全域とする。

（２）対象業種・事業

地域を牽引する中核産業の強化と交流人口の拡大等の機会を活かした市全体の産業の活性化を図るために本計画において対象とする業種は、全業種とする。

市全体の産業の活性化を図るために対象区域を市内全域とし、対象業種を全業種としているので、生産性向上に取り組もうとする事業者は、多岐に渡る業種に及ぶと想定されることから、本計画においては、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、本市における経済及び雇用を支える中小企業等の生産性向上を支援することから、原則として市内に事業所、営業所及び支店等を設置しない事業者が行う事業で、雇用の創出や地元経済の発展への寄与が認められないと判断される事業は対象外とする。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

原則３年間とする。ただし、３年で９％の労働生産性向上が見込まれなくとも、４年で１２％、５年で１５％達成可能であれば、計画期間を４年間、５年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

その事業活動が公序良俗に反する社または個人、反社会的勢力との関係が認められる社または個人、その他先端設備等の導入により人員削減を目的とする等、市長が導入促進基本計画の主旨に不相当と認める先端設備等導入計画は認定の対象としない。

(備考) 用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。